

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	母子保健に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区保健衛生部健康推進課及び保健サービスセンターは、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

文京区長

公表日

令和5年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づく、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給及び徴収に関する事務</p> <p><母子保健事務について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠の届出及び母子健康手帳の交付 妊娠の届出を行った方に対し、母子健康手帳を各保健サービスセンター及び区民サービスコーナーで交付している。 ・妊婦・乳幼児健康診査 妊婦・6か月児・9か月児・1歳6か月児内科健診は委託医療機関で実施し、4か月児・1歳6か月児歯科健診・3歳児は保健サービスセンターで実施している。 ・訪問指導・保健指導 妊産婦・赤ちゃんの生まれた全ての家庭に対し、助産師又は保健師が訪問を行っている。 低所得世帯の妊産婦及び乳幼児に対し、保健指導を実施している。 ・低体重児の届出・出生通知票 ・養育医療 入院養育が必要な未熟児に対し、入院医療費の給付を実施している。 ・びったりサービス マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出の受理等を行う。 ・母子保健システム 母子保健情報をシステム管理する。
③システムの名称	中間サーバープラットフォーム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能、母子保健システム
2. 特定個人情報ファイル名	
養育医療券発行リストファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一の49の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会> 番号法第19条第8号 別表第2の69の2、70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3、第39条</p> <p><情報提供> 番号法第19条第8号 別表第2の26、56の2、69の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第38条の3、第44条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健衛生部健康推進課、保健サービスセンター
②所属長の役職名	保健衛生部健康推進課長、保健衛生部保健サービスセンター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	文京区保健衛生部健康推進課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-5803-1961
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	文京区保健衛生部健康推進課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-5803-1961

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・妊婦・乳幼児健康診査 妊婦・6か月児・9か月児・1歳6か月は委託医療機関で実施し、4ヶ月児・1歳6か月児歯科健診・3歳児は保健サービスセンターで実施している。	・妊婦・乳幼児健康診査 妊婦・6か月児・9か月児・1歳6か月児内科健診は委託医療機関で実施し、4か月児・1歳6か月児歯科健診・3歳児は保健サービスセンターで実施している。	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
平成30年9月13日	IIしきい値判断項目 1, 2いつ時点の計数か	平成29年5月29日	平成30年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和1年10月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子手帳	母子健康手帳	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和1年10月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・妊婦・乳幼児健康診査 妊婦・6か月児・9か月児・1歳6か月児内科健診は委託医療機関で実施し、4ヶ月児・1歳6か月児歯科健診・3歳児は保健サービスセンターで実施している。 ・訪問指導・保健指導 妊産婦・赤ちゃんの生まれた全ての家庭に対し、助産師または保健師が訪問を行っている。 低所得世帯の妊産婦及び乳幼児に対し、保健指導を実施している。	・妊婦・乳幼児健康診査 妊婦・6か月児・9か月児・1歳6か月児内科健診は委託医療機関で実施し、4か月児・1歳6か月児歯科健診・3歳児は保健サービスセンターで実施している。 ・訪問指導・保健指導 妊産婦・赤ちゃんの生まれた全ての家庭に対し、助産師又は保健師が訪問を行っている。 低所得世帯の妊産婦及び乳幼児に対し、保健指導を実施している。	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和1年10月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		・母子保健システム 母子保健情報をシステム管理する。	事前	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出 (母子保健システムの導入に伴う見直し)
令和1年10月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	中間サーバプラットフォーム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	中間サーバプラットフォーム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能、母子保健システム	事前	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和1年10月29日	IIしきい値判断項目 1, 2いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和1年10月29日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	※利用停止請求とは、文京区個人情報保護条例においては、「削除請求」及び「利用中止請求」をいう。	※利用停止請求とは、文京区個人情報の保護に関する条例においては、「削除請求」及び「利用中止請求」をいう。	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和1年12月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号 別表第2の69の2、70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条 <情報提供> 番号法第19条第7号 別表第2の26、56の2、69の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第44条	<情報照会> 番号法第19条第7号 別表第2の69の2、70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3、第39条 <情報提供> 番号法第19条第7号 別表第2の26、56の2、69の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第38条の3、第44条	事前	番号法一部改正による再提出
令和2年7月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	出生通知表	出生通知票	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和2年7月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	03-5803-1229	03-5803-1961	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和2年7月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	03-5803-1229	03-5803-1961	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和2年7月31日	IIしきい値判断項目 1, 2いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和3年8月6日	IIしきい値判断項目 1, 2いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和3年8月6日	3. 個人番号の利用	<法令上の根拠> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	<法令上の根拠> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項及び別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和3年8月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号 別表第2の69の2、70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3、第39条 <情報提供> 番号法第19条第7号 別表第2の26、56の2、69の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第38条の3、第44条	<情報照会> 番号法第19条第8号 別表第2の69の2、70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3、第39条 <情報提供> 番号法第19条第8号 別表第2の26、56の2、69の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第38条の3、第44条	事前	番号法一部改正による再提出
令和4年7月25日	IIしきい値判断項目 1, 2いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・子育てワンストップサービス マイナポータルを通じて利用できるサービス 検索・電子申請機能により、届出の受理等を行う。	・びったりサービス マイナポータルを通じて利用できるサービス 検索・電子申請機能により、届出の受理等を行う。	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和5年9月20日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求一請求先	※利用停止請求とは、文京区個人情報の保護に関する条例においては、「削除請求」及び「利用中止請求」をいう。	削除	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和5年9月20日	Ⅱしきい値判断 1、2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出